第１号議案

韮崎都市計画道路の変更

（３・４・６号　南下条穂坂線）

韮崎都市計画道路の変更（山梨県決定）

韮崎都市計画道路中、３・４・６号 南下条穂坂線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3･4･6	南下条穂坂線	韮崎市 藤井町 南下条	韮崎市 穂坂町 宮久保	韮崎市 藤井町 南下条	約1,610m	地表式	2 車線	18、 17.5、 10m	幹線街路との平面交差 2 箇所 自動車専用道路との立体交差1箇所	終点変更 延長変更
	車線の数の内訳										
	構造形式の内訳										
	その他										

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

韮崎市都市計画マスタープランにおいて、韮崎駅周辺を都市拠点居住ゾーンに位置付け、都市的サービスを享受できる便利な居住空間の創出に取り組んでいる。一方、韮崎IC周辺については、「やまなし未来ものづくり推進計画」の重点促進区域に指定され、工業拠点として拡大が進められており、今後、さらなる産業集積が期待されている。

こうしたなか、拠点間をつなぐ道路ネットワークの形成により、地域課題の解決・地域経済の活性化を結びつけることとし、韮崎駅周辺と韮崎IC周辺間のネットワーク強化が位置付けられている。

このため、都市計画道路・南下条穂坂線を韮崎IC周辺まで延伸し、拠点間の連携強化を図り、中心市街地の賑わいと活力ある地域づくりに繋げる。

以上のことから、都市計画道路・南下条穂坂線を韮崎I.C周辺まで延伸するよう変更するものである。

韮崎都市計画道路　新旧対照表

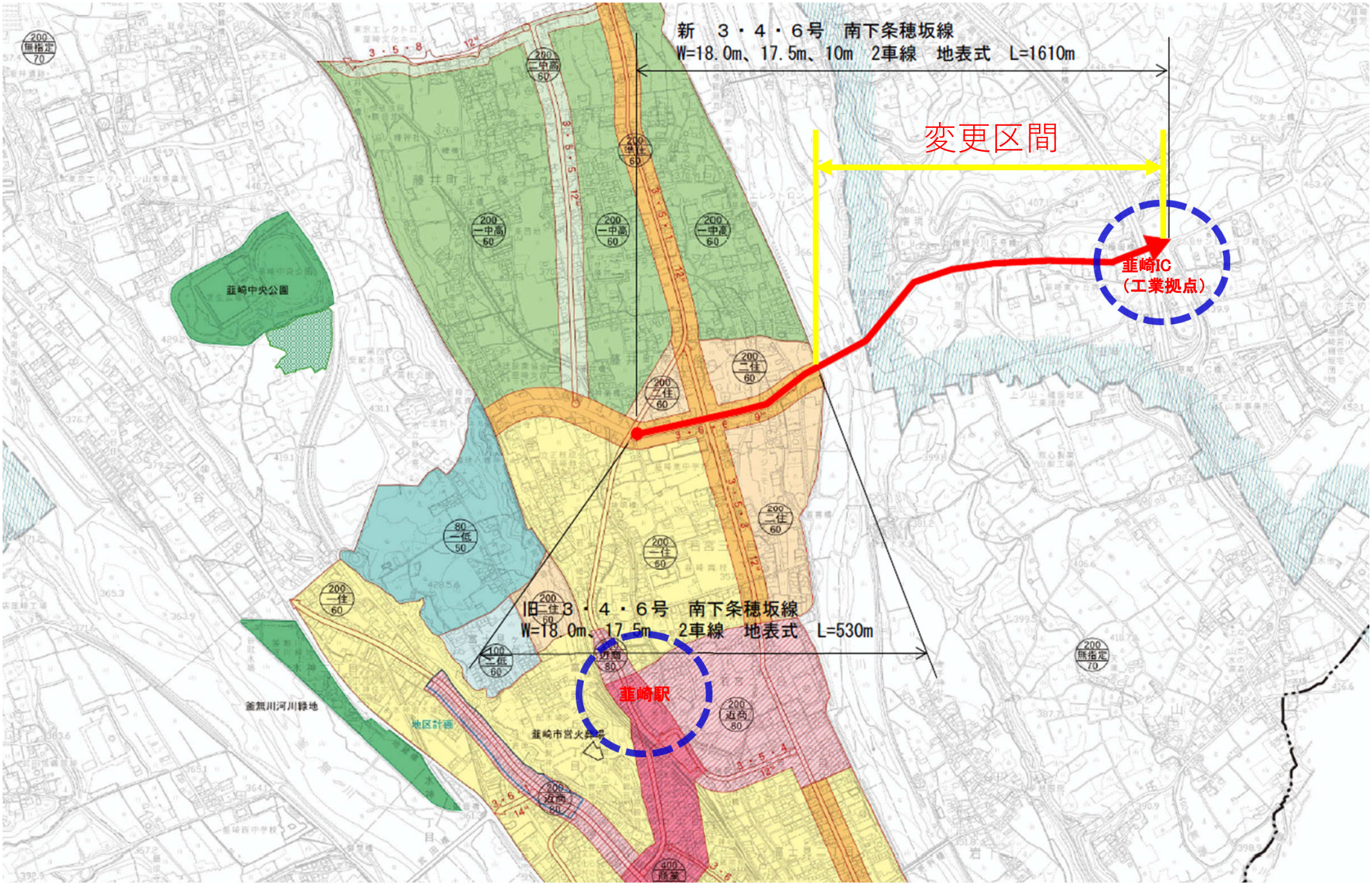
〈現〉

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3･4･6	南下条穂坂線	韮崎市 藤井町 南下条	韮崎市 藤井町 南下条	韮崎市 藤井町 南下条	約 530m	地表式	2 車線	18、 17.5m	幹線街路との平面交差 2 箇所	
	車線の数の内訳										
	構造形式の内訳										
	その他										

〈新〉

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3･4･6	南下条穂坂線	韮崎市 藤井町 南下条	韮崎市 穂坂町 宮久保	韮崎市 藤井町 南下条	約1,610m	地表式	2 車線	18、 17.5、 10m	幹線街路との平面交差 2 箇所 自動車専用道路との立体交差1箇所	
	車線の数の内訳										
	構造形式の内訳										
	その他										

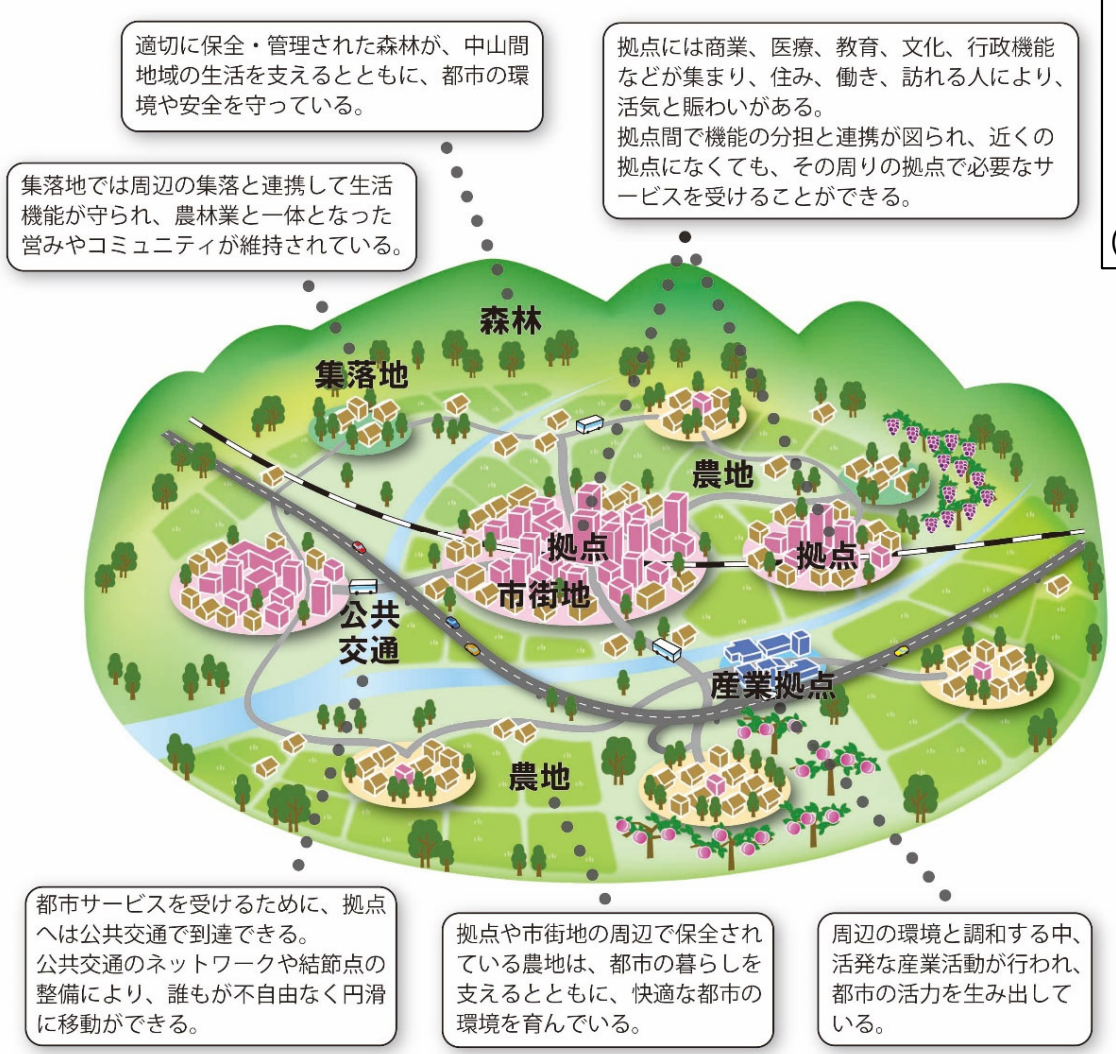
都市計画総括図


新　3・4・6号　南下条穂坂線
W=18.0m、17.5m、10m　2車線　地表式　L=1610m
変更区間
韮崎IC
（工業拠点）
旧3・4・6号　南下条穂坂線
W=18.0m、17.5m　2車線　地表式　L=530m
韮崎駅
韮崎中央公園
釜無川河川緑地
地区計画
韮崎市営火葬場

山梨県都市計画マスタープラン

基本理念　「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」

集約と連携による都市づくりのイメージ



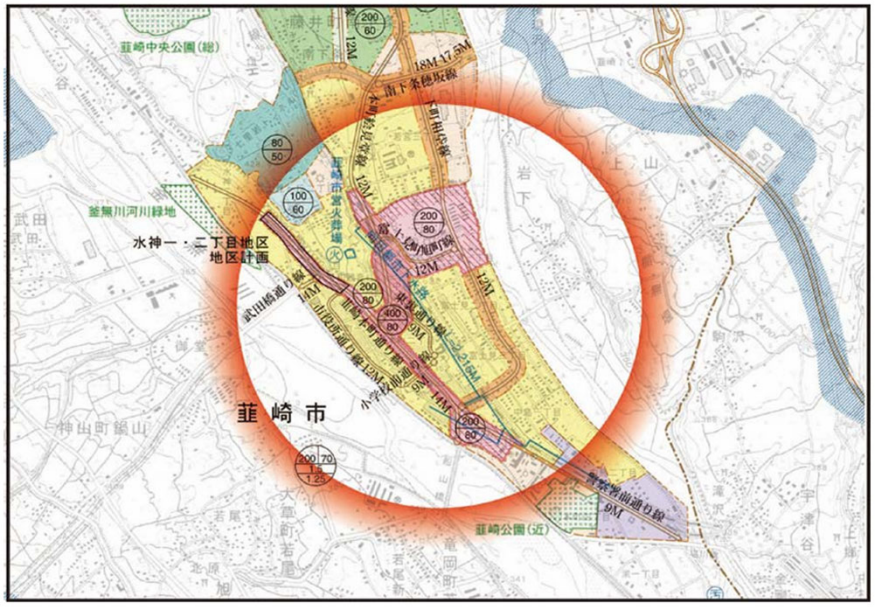
都市機能

行政、業務、居住、文化、教育、商業等の機能をもった人々の都市生活を支える各種施設（特に公共公益施設等）

都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり

県内に複数配置された各拠点に都市機能を集約し、**拠点同士が互いに連携する都市づくり**（拠点を決めて都市機能を集約）

韮崎駅周辺（地域拠点）

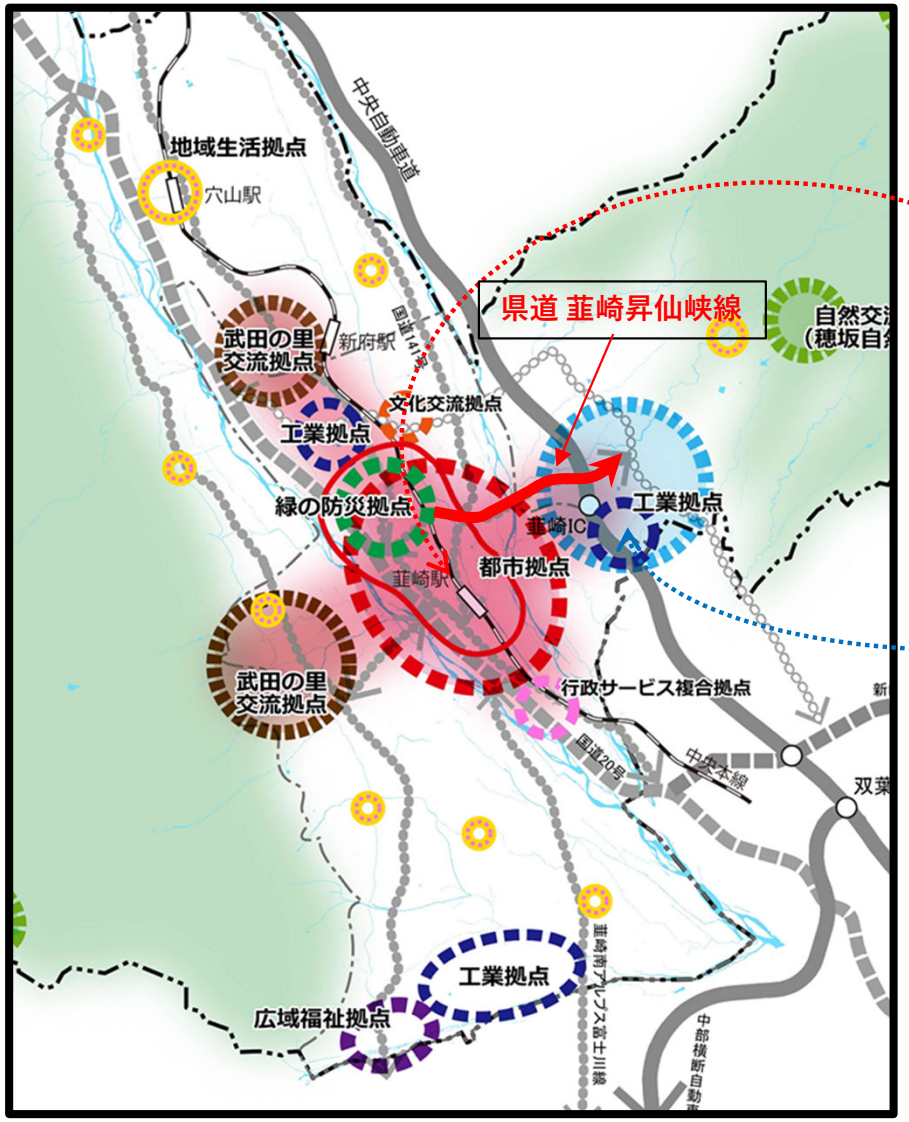


韮崎市都市計画マスタープラン

基本目標

人・もの・情報が集まる交流と活力を育てるまちづくり

■新たな道路・交通ネットワークによる広域圏を見据えたまちづくり



韮崎駅周辺の取り組み

都市拠点居住ゾーンに位置付けられ、圏域内の交通環境を整備して生活利便性を高め、都市的サービスを享受できる便利な居住空間を創出し、人口や都市機能等の集積を図ることとしている。

韮崎IC周辺の取り組み

工業拠点に位置付け、産業の集積や交通の利便性を活かし工業機能の集積・充実を図ることとし、既存産業の操業環境の向上・維持や、新規企業の積極的な誘致を図ることとしている。

※　穂坂工業団地の造成

「**やまなし未来ものづくり推進計画**」の重点促進区域に指定され、工業拠点の拡大が進められていることから、今後さらなる産業集積が期待されている。

拠点間をつなぐ道路ネットワークの強化

韮崎駅周辺と韮崎IC周辺をつなぐ道路ネットワークとして、（主）**韮崎昇仙峡線が位置付けられている。**

都市計画に位置付ける必要性

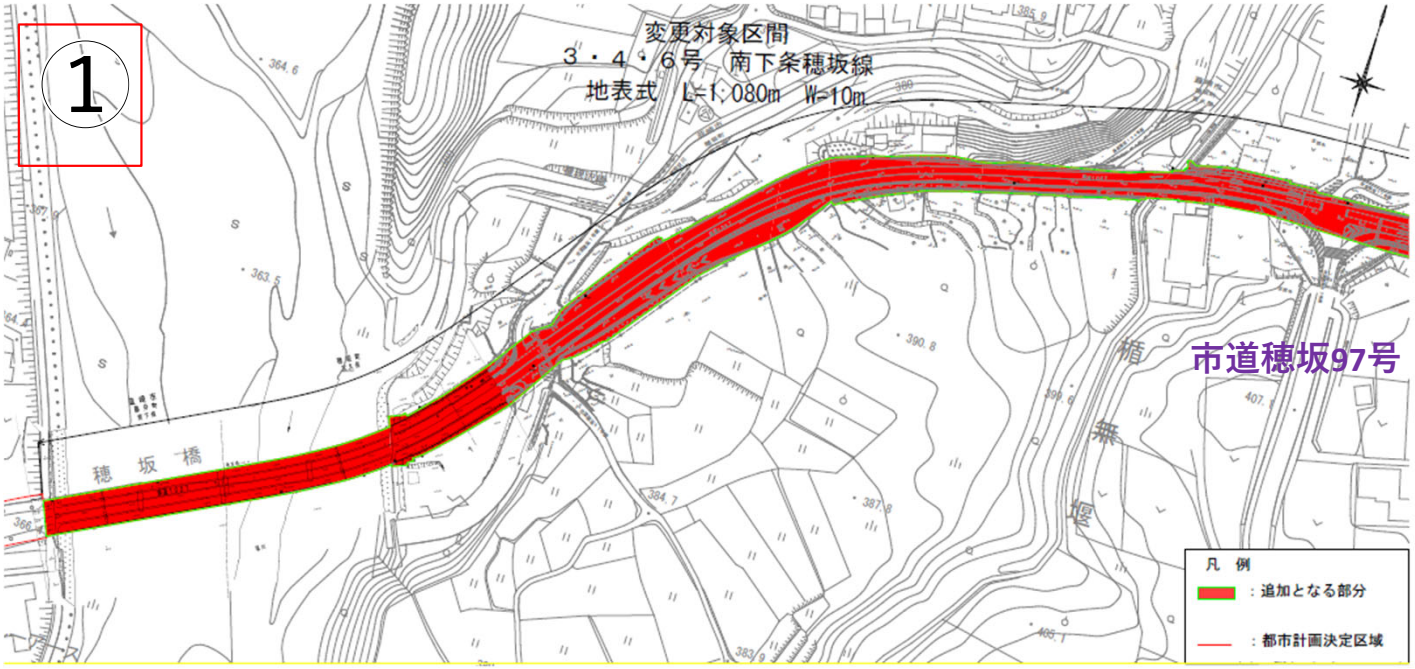
韮崎駅周辺（地域拠点）は、居住空間の魅力創出に取り組み、
人口や都市機能等の集積を図ることとしている。
韮崎IC周辺（工業拠点）は、産業の集積や交通の利便性を活かし、
工業機能の集積・充実を図ることとされ、
将来に向け拡大を予定している。

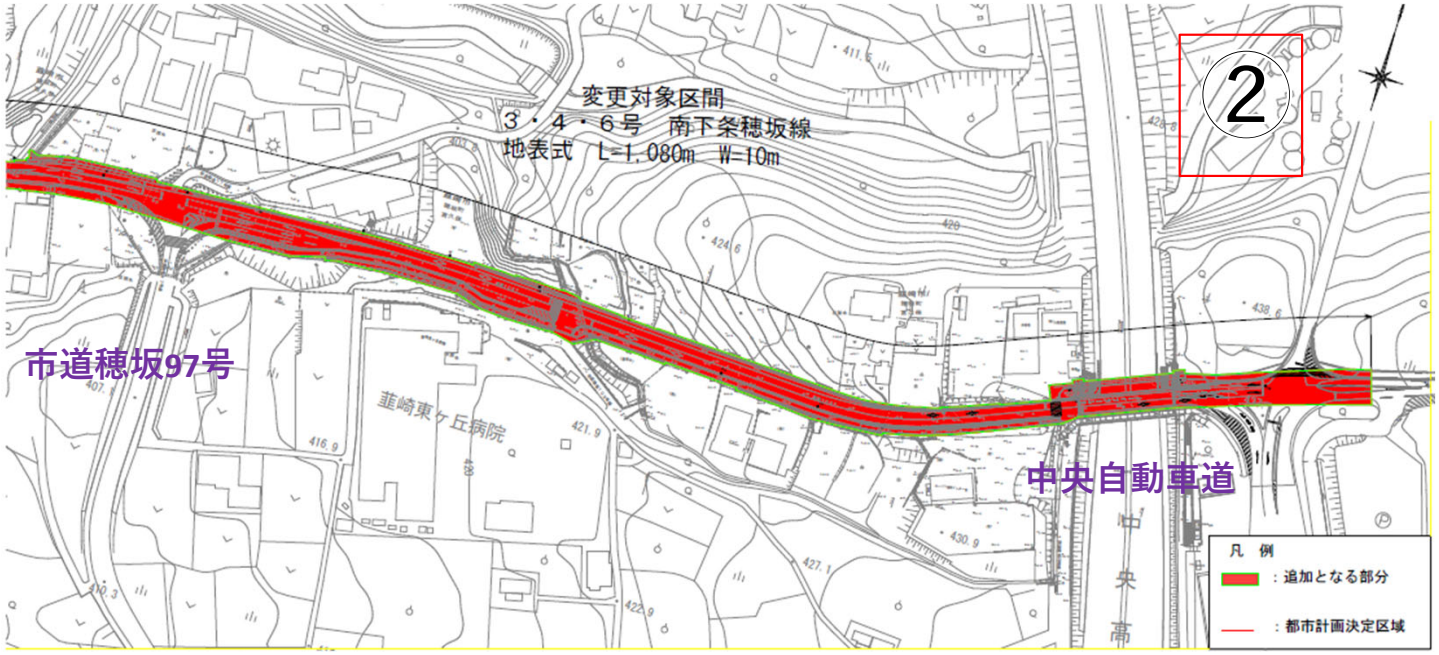
このことから、両拠点は今後の都市づくりにおいても
密接な関係にあり、拠点間のネットワークを強化することで、
地域課題の解決・地域経済の活性化を図られることから
都市計画に定めるものとする。

※都市計画区域外に定める理由
一部都市計画区域外に位置することとなるが、都市計画運用指針のとおり、一の都市計画区域を超える広域的な道路である中央自動車道へ接続する道路であり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体のものとして都市計画に位置付けることが適当であると判断する。

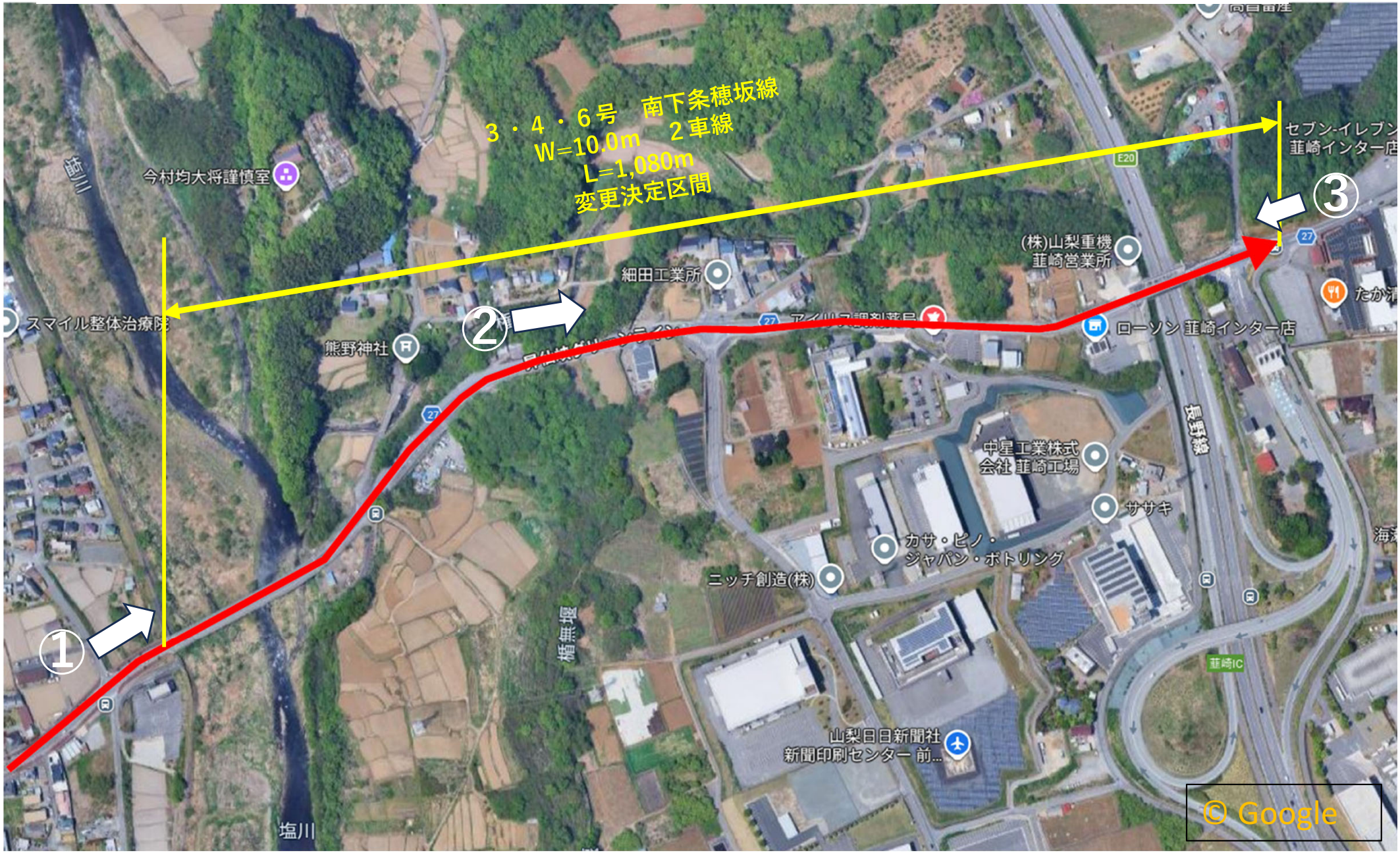
都市計画運用指針
一の都市計画区域を超える広域的な道路については、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体のものとして都市計画に位置付けることが適当と判断される区間がある場合には、その区間が都市計画区域外にわたる場合であってもこれを都市計画に定めることが望ましい。

計画図（新旧対照図）

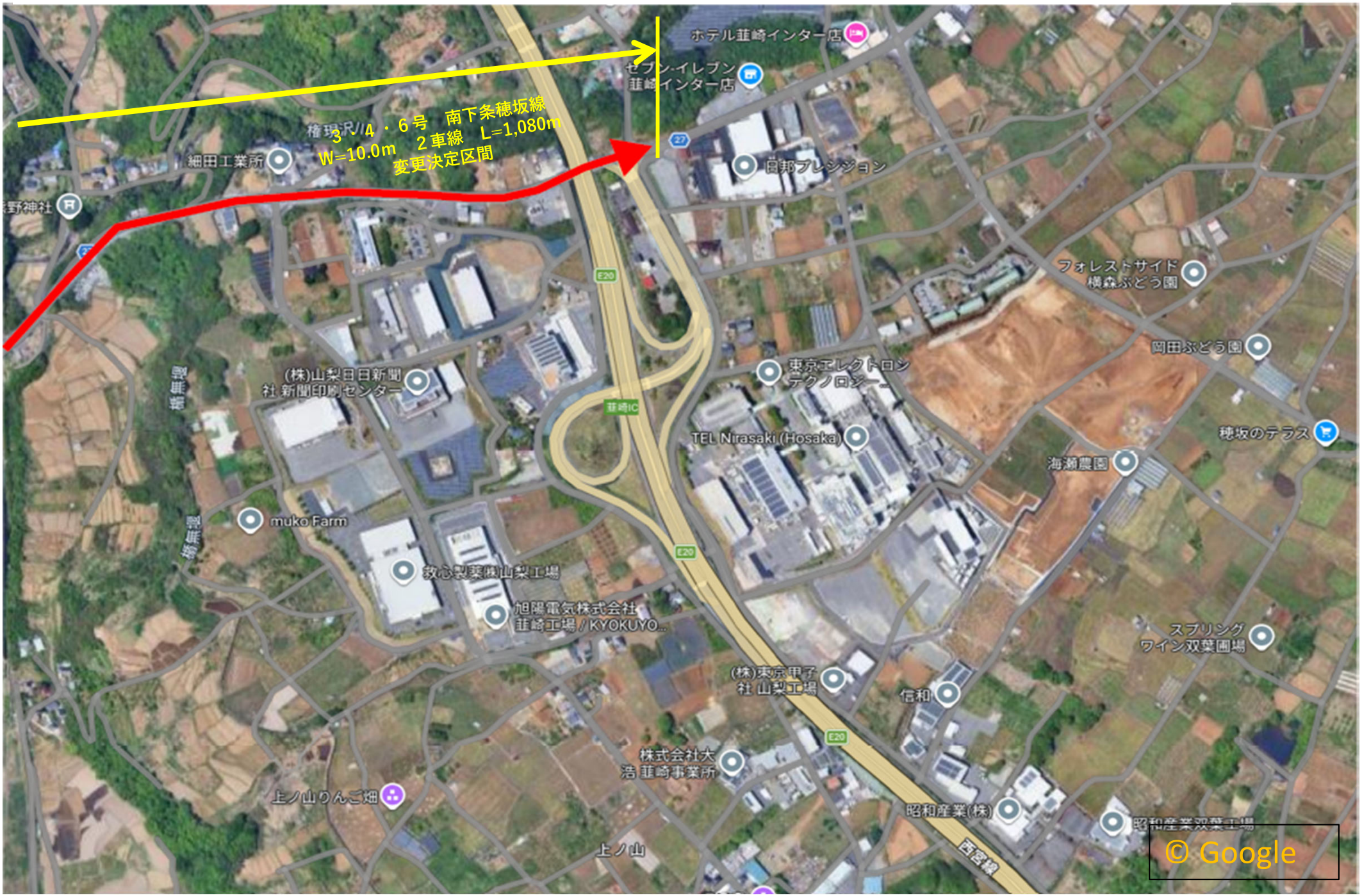

1
変更対象区間
3・4・6号　南下条穂坂線
地表式　L=1,080m　W=10m
穂坂橋
市道穂坂97号
凡　例
：追加となる部分
：都市計画決定区域


2
変更対象区間
3・4・6号　南下条穂坂線
地表式　L=1,080m　W=10m
市道穂坂97号
韮崎東ケ丘病院
中央自動車道
凡　例
：追加となる部分
：都市計画決定区域

現況写真（航空写真）


3・4・6号　南下条穂坂線
W=10.0m　2車線
L=1,080m
変更決定区間
①
②
③
今村均大将謹慎室
スマイル整体治療院
熊野神社
細田工業所
(株)山梨重機
韮崎営業所
ローソン 韮崎インター店
セブン-イレブン
韮崎インター店
中星工業株式
会社 韮崎工場
ササキ
カサ・ビノ・
ジャパン・ボトリング
ニッチ創造(株)
山梨日日新聞社
新聞印刷センター 前...
韮崎IC
塩川
© Google

現況写真（航空写真（韮崎IC周辺拡大図））



写真①



写真②



写真③



都市計画の策定の経緯の概要

韮崎都市計画道路の変更（３・４・６　南下条穂坂線）

事　　項	時　　期	備　　考
関係市町村の意見聴取	令和８年８月２４日	韮崎市　異議なし
計画案の公告縦覧 （法１７条）	令和８年９月３日 ～令和８年９月１７日	縦覧者　０名 意見書　０通
山梨県都市計画審議会	令和８年１０月２６日	
都市計画決定告示	令和８年１１月上旬 （予定）	告示番号